

物品売買契約書

島根県（以下「売主」という。）と〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 売主は、次の物品を買主に売り渡し、買主はこれを買受けるものとする。

(1) 品名、規格及び数量

別紙「仕様書」のとおり。

(2) 契約金額 ￥ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)

(3) 引渡期限 令和7年2月27日

(4) 引渡場所 出雲市大社町中荒木 2391 宍道湖西部浄化センター

(5) 契約保証金	(A) 免除
-----------	--------

(B) ○○○○円

(代金の納入)

第2条 買主は、物品の代金を甲が発行する納入通知書により、納入期限までに納付しなければならない。

(所有権の移転)

第3条 物品の所有権は、買主が代金を完納したとき、買主に移転するものとする。

(物品の引き渡し)

第4条 売主は、物品の所有権が買主に移転した後、契約物品の保管場所において現状のまま引き渡すものとする。

(搬出及び跡地の整理)

第5条 買主は、引渡期限までに引渡場所から物品を搬出するとともに、その跡地の整理を完了しなければならない。

(危険負担)

第6条 買主は、この契約の締結のときから契約物品の引渡しของときまでに、当該物品が売主の責に帰することのできない事由により亡失、き損した場合には、売主に対して代金の減免を請求することができない。

(担保責任)

第7条 買主は、この契約の締結後、物品の数量の不足または隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできない。

(検査)

第8条 売主は、物品の搬出及び跡地の整理が完了するまで、随時、実地に検査することができる。この場合、買主は、この検査に協力しなければならない。

- 2 買主は、物品の搬出及び跡地の整理が完了したときは、速やかにその旨を売主に通知して検査を受けなければならない。

(履行遅滞)

第9条 買主は、正当な理由によらないで第2条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に契約代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を売主に支払わなければならない。

- 2 買主は、正当な理由によらないで引渡期限までに物品の搬出及び跡地の整理を完了しない場合は、引渡期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、搬出未済部分に相当する金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を買主に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 売主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 買主が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (2) 買主が、売主の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (3) 買主又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げる行為をしたとき
- (5) 買主が、正当な理由によらないで、この契約に違反したとき
- (6) 買主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(違約金)

※第1条第5号(契約保証金)で(A)を用いる場合

第11条 買主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。ただし、買主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 売主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を買主に請求することができる。

※第1条第5号(契約保証金)で(B)を用いる場合

第11条 買主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。ただし、買主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 売主は、第1条第5号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 売主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を買主に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第12条 買主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ売主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、売主の負担とする。

(調査協力)

第14条 売主が、この契約に係る売主の会計処理の適正を期するため必要があると認めた場合は、売主は買主に対し、買主における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 買主は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、売主及び買主の両者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売主 島根県松江市竹矢町 1 4 4 4 番地
島根県
島根県宍道湖流域下水道事務所長
江角 豪人

買主